

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」(目的積立金)は以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途(※)に充てようとするもので、かつ合理的であると認められるもの。

(※)産技研においては、「中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善」に充てるとしている。

経営努力認定の主な考え方について(平成26年6月27日付総務省「独立行政法人の経営努力認定について」)

○法人が新規性・自主性のある活動により、収入の増加や費用の節減を行ったもの。

※恒常的な業務であっても、新たなテーマや工夫による取組から生じた収入の増加や費用の節減がある場合は、新規に生じたものと認めることとする。

※利益は、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。

※外部要因によらない、法人の自主的な活動による収納の増加や費用の節減である必要がある。

29年度 損益計算書

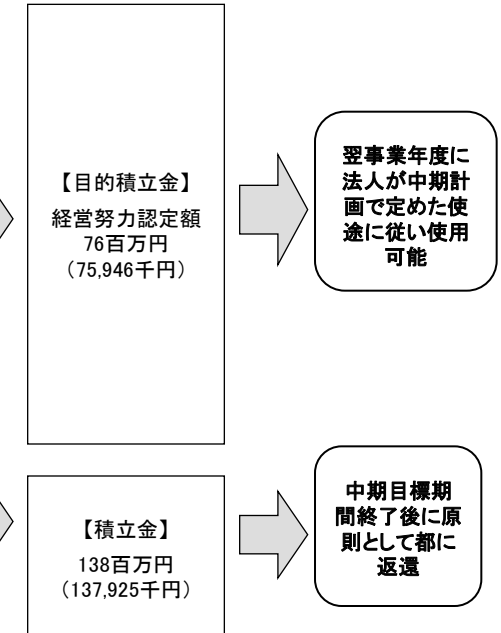
		剰余金 214百万円	
経常 収益	自己収入他 ※1 2,253百万円	経常 費用 ※2 7,550 百万円	費用 6,195百万円
	標準運営費 交付金 4,370百万円		
	特定運営費 交付金 ※3 1,141百万円		
			費用 1,141百万円
		7,764 百万円	

剰余金の主な内訳

計画を上回る歳入増及び歳出減への取組による効果	
歳入増 57百 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・機器利用による収益 6百万円 ・財務利益 2百万円 ・JKA補助金獲得による収益 49百万円
歳出減 19百 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・主催事業業務委託費の削減 12百万円 ・無料送迎バス契約の見直しによる削減 7百万円
経営努力認定対象外の剰余金	
<ul style="list-style-type: none"> ・国からの補助金 138百万円 ・契約差金等 	



利益処分(案)



※1 自己収入他の内訳

手数料収益	416百万円	受託事業収益	363百万円	財務収益	0百万円
使用料収益	222百万円	外部資金導入研究収益	18百万円	雑益	3百万円
受講料収益	10百万円	補助金等収益	0百万円	資産見返勘定戻入	1,218百万円
指導事業収益	3百万円	科学研究費間接経費収益	0百万円		
合計				2,253百万円	

※2 経常費用の内訳

業務費	4,598百万円
一般管理費	2,950百万円
為替差損	0百万円
雑損	2百万円
計	7,550百万円

※3 特定運営費交付金

特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる(=費用進行基準)

(注) 百万円未満を切り捨てしているため合計が合わない場合がある。